

2019 年度 学生生活心得
(21・22 期生)

学 校 法 人 小 池 学 園
専門東萌ビューティーカレッジ
学校

学生規定

教 1) 卒業

1. 法定単位の修得(教 4)、検定試験(実技 1 級・学科 1 級)合格、その他本校が定める規定の修了をもって卒業とする。
2. ペナルティーが終了していること。(学 4-1-①)

教 2) 進級

1. 法定単位の修得(教 4)、検定試験(実技 3 級・学科 4 級)合格、その他本校が定める規定の修了をもって進級とする。
2. ペナルティーが終了していること。(学 4-1-①)

教 3) 時間

1. 1 年間で前期 4 月～9 月・後期 10 月～3 月の 2 期、2 年間で計 4 期を設定する。
2. 時間割

予 鈴	8 : 5 0 ~
ホームルーム	9 : 0 0 ~ 9 : 0 5
1 時限目	9 : 0 5 ~ 1 0 : 3 5
2 時限目	1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5
昼 休 み	1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0
3 時限目	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
清 掃	1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5
ホームルーム	1 4 : 5 0 ~
※4 時間目	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
清 掃	1 6 : 1 0 ~ 1 6 : 2 5
ホームルーム	1 6 : 3 0 ~

※ 原則として上記規定時間割を受講時間とする。

※ 16 : 50 を完全下校とする。

教 4) 単位修得(出席・試験合格・学費納入)

1. 各期(教 3-1)毎に法定単位の修得していること。
2. 単位修得に必要な出席時間数(ホームルームを含む)は、所定授業時間数の、学科、実技ともに 8 割以上の出席とする。
3. 各教科とも試験(教 6 及び教 8)に合格していること。
4. 学費を完納していること。
5. 学校長が認めた場合にはこの限りではない。

教 5) 授業受講

1. 各時限とも欠席・遅刻・早退をすると、その時限は欠課となる。
2. 受講状況により出席としない場合もある。

教 6) 定期試験

1. 学科

- ① 各期毎に期末試験を実施する。
- ② 試験結果は、出席時間の規定時間終了をもって有効とする。
- ③ 各教科とも、定期試験取得点数と平常点数を合わせて 100 点満点中 60 点以上を合格とする。
- ④ 試験時間は原則として 50 分間とする。
- ⑤ 遅刻をした場合、本人の希望により当該時間内に受験することが可能である。
- ⑥ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。(席を外した時点で試験解答用紙を回収)
- ⑦ 試験中に不正行為等があった場合は、当該科目を不合格とする。
- ⑧ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑨ 解答記入の際は必ず HB の鉛筆もしくは HB の芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用する。
- ⑩ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は、当該科目を不合格とする。
- ⑪ 定期試験欠席者には追試験を実施する。
- ⑫ 定期試験不合格者(100 点満点中 60 点未満)には、再試験を実施する。

2. 実技

- ① 各期毎に期末試験を実施する。
- ② 試験結果は、出席時間の規定時間終了をもって有効とする。
- ③ 各教科とも、定期試験取得点数と平常点数を合わせて 100 点満点中 60 点以上を合格とする。
- ④ 遅刻をした場合、本人の希望により当該時間内に受験することが可能である。
- ⑤ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ⑥ 試験中に不正行為等があった場合は、当該科目を不合格とする。
- ⑦ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑧ 定期試験欠席者は追試験を実施する。
- ⑨ 定期試験不合格者(100 点満点中 60 点未満)には、再試験を実施する。

3. 成績評価

学習評価判定基準は下記とする。

評価(点)	100~80	79~70	69~60	59以下	欠席等
評 定	A	B	C	D	E

教 7) 追試験・再試験等

- ① 定期試験欠席者には追試験を実施する。
- ② 定期試験不合格者(100点満点中60点未満)には、再試験を実施する。
- ③ 追試験・再試験日程
指定した日程で実施する。
指定された日程で受講しなかった場合は不合格となる。
- ④ 再試験・追試験ともに100点満点中60点以上を合格とする。
- ⑤ 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ⑥ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ⑦ 試験中に不正行為等があった場合は、追試験・再試験の当該科目を不合格とする。
- ⑧ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑨ 解答記入の際は必ずHBの鉛筆もしくはHBの芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用すること。
- ⑩ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は当該科目を不合格とする。
- ⑪ 追試験・再試験合格者の学習評価点は60点とする。
- ⑫ 追試験・再試験共に、受験料は各教科1,000円とする。
- ⑬ 無断欠席の場合、追試験・再試験ともに、受験料は2,000円とする。

教 8) 検定試験

1. 学科

- ① 各学年次共、検定試験を年3回実施する
- ② 1学年次は6・5・4級の検定試験を実施し、4級合格をもって進級条件の一つとする。
- ③ 2学年次は3・2・1級の検定試験を実施し、2級合格をもって卒業見込条件の一つとし、1級合格をもって卒業条件の一つとする。
- ④ 出題、採点方法は、国家試験に準ずるものとする。
- ⑤ 各教科枠において0点があった場合および、不正行為等があった場合は、全教科不合格となる。
- ⑥ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑦ 解答の記入の際は、必ずHBの鉛筆もしくはHBの芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用する。

- ⑧ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は当該科目を不合格とする。
- ⑨ 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ⑩ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。(席を外した時点で試験解答用紙を回収)
- ⑪ 各級ごとの合格水準は下記とする。
 - 6級：国家試験基礎問題 (60点合格)
 - 5級：国家試験基礎問題 (60点合格)
 - 4級：国家試験基礎問題 (60点合格)
 - 3級：国家試験対応問題 (60点合格)
 - 2級：国家試験対応問題 (70点合格)
 - 1級：国家試験対応問題 (80点合格)
- ⑫ 検定試験の追検定・再検定について
 - イ) 検定試験欠席者には追検定を実施する。
 - ロ) 検定試験不合格者には再検定を実施する。
 - ハ) 追検定・再検定共に、受験料は1,000円とする。
 - ニ) 無断欠席の場合、追検定・再検定ともに、受験料は2,000円とする。
 - ホ) 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。(ロッカー管理とする。)

2.実技

①実施

- イ) 1年次は、3級検定試験を実施する。
- ロ) 2年次は、2級・1級検定試験を実施する。

②各級ごとの合格水準は下記とする。

- 3級：進級検定試験 (60点合格)
- 2級：卒業見込取得検定試験 (70点合格)
- 1級：卒業検定試験 (70点合格)

③検定試験の追検定・再検定について

- イ) 検定試験欠席者には追検定を実施する。
- ロ) 検定試験不合格者には再検定を実施する。
- ハ) 追検定・再検定共に、受験料は1,000円とする。
- ニ) 無断欠席の場合、追検定・再検定ともに、受験料は¥2,000とする。
- ホ) 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ヘ) 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ト) 試験中に不正行為等があった場合は、不合格とする。
- チ) 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。(ロッカー管理とする。)

教 9) 社会人検定

①概要

- イ) 接客、衛生の2分野で実施
- ロ) 評価は教職員が実施する

②実施

- イ) 各分野とも、年数回実施される
- ロ) 検定は3級、2級、1級の順で実施される

③評価（合格基準）

- ・ 3級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が60点以上の者
- ・ 2級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が70点以上の者
- ・ 1級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が80点以上の者

教 10) 公認欠席

1. 公認欠席を希望する場合は、事前に申請し許可を得なければならない。
2. 公認欠席は、下記項目とする。

① 就職活動

- イ) 入社試験並びに面接試験のみとする。（見学は認めない）
- ロ) 事後は、速やかに所定の報告書を提出すること。

② その他学校長が認めた場合。

教 11) 褒章

1. 皆勤は、無欠席・無遅刻・無早退者とし、卒業時に表彰する。
2. 精勤は、3日以内の欠席（遅刻・早退は3回で1日の欠席とみなす）者とし、卒業時に表彰する。
3. その他、優秀者には表彰がある。

附則

1. この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する
2. この規定は、平成 11 年 4 月 1 日より改定実施する
3. この規定は、平成 12 年 4 月 1 日より改定実施する
4. この規定は、平成 13 年 4 月 1 日より改定実施する
5. この規定は、平成 14 年 4 月 1 日より改定実施する
6. この規定は、平成 15 年 4 月 1 日より改定実施する
7. この規定は、平成 16 年 4 月 1 日より改定実施する
8. この規定は、平成 17 年 4 月 1 日より改定実施する
9. この規定は、平成 18 年 4 月 1 日より改定実施する
10. この規定は、平成 19 年 4 月 1 日より改定実施する
11. この規定は、平成 20 年 4 月 1 日より改定実施する
12. この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より改定実施する
13. この規定は、平成 22 年 4 月 1 日より改定実施する
14. この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より改定実施する
15. この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より改定実施する
16. この規定は、平成 25 年 4 月 1 日より改定実施する。
17. この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より改定実施する。
18. この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より改定実施する。
19. この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より改定実施する。
20. この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より改定実施する。